

新	旧
<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 佐賀市</p>	<p>2 地域再生計画の作成主体の名称 佐賀県佐賀郡川副町</p>
<p>3 地域再生計画の区域 佐賀市の区域の一部（川副地区）</p>	<p>3 地域再生計画の区域 佐賀県佐賀郡川副町の全域</p>
<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>佐賀市川副町は、佐賀県の南部に位置し、人口 18,581 人（平成 17 年 3 月 31 日現在）面積 46.49 k m²。町の東部に筑後川及びその支線の早津江川、西部に八田江が流れ、南部は有明海に面した江戸時代中期からの干拓事業によってできた町である。</p> <p>筑後川は、九州随一の大河で早津江川と共に有明海に注ぎ、その恵みは多彩な魚介類をはぐくみ、豊富な水量は飲料水や町内を縦横に走るクリークにより肥沃な農地を潤してきた。</p> <p>有明海は、ムツゴロウ、ワラスボ、たいらぎなどの有明海特有の魚介類が生息し、生産量全国一の海苔の養殖が行われている。</p> <p>近年、河川、クリーク及び海の汚濁化、富栄養化が進み、特に一部のクリークでは水量の少ない春先に異臭を放ち、海においては魚介類の水揚げが激減し、平成 1 2 年には海苔の大不作などの現象がでてきている。</p> <p>その汚濁化の原因のひとつとして挙げられる生活雑排水を処理するため、平成 3 年より町全域を対象とした個人設置型の浄化槽施設設置整備事業及び、平成 1 0 年より町南部から公共下水道事業に着手したが、平成 1 6 年度の町汚水処理人口普及率 1 8 . 5 % と低い。</p>	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>川副町は、佐賀県の南部に位置し、人口 18,581 人（平成 17 年 3 月 31 日現在）面積 46.49 k m²。町の東部に筑後川及びその支線の早津江川、西部に八田江が流れ、南部は有明海に面した江戸時代中期からの干拓事業によってできた町である。</p> <p>筑後川は、九州随一の大河で早津江川と共に有明海に注ぎ、その恵みは多彩な魚介類をはぐくみ、豊富な水量は飲料水や町内を縦横に走るクリークにより肥沃な農地を潤してきた。</p> <p>有明海は、ムツゴロウ、ワラスボ、たいらぎなどの有明海特有の魚介類が生息し、生産量全国一の海苔の養殖が行われている。</p> <p>近年、河川、クリーク及び海の汚濁化、富栄養化が進み、特に一部のクリークでは水量の少ない春先に異臭を放ち、海においては魚介類の水揚げが激減し、平成 1 2 年には海苔の大不作などの現象がでてきている。</p> <p>その汚濁化の原因のひとつとして挙げられる生活雑排水を処理するため、平成 3 年より町全域を対象とした個人設置型の浄化槽施設設置整備事業及び、平成 1 0 年より町南部から公共下水道事業に着手したが、平成 1 6 年度の町汚水処理人口普及率 1 8 . 5 % と低い。</p>

そこで、汚水処理施設の建設を早め、川及び海などを再生する。
併せて、地域住民参加型の河川清掃を行うことにより、環境に対しての関心を高めて、汚水処理施設の設置効果を最大限に引き出すこととなり、良好な生活環境を取り戻し、豊かな大地と海をはぐくむ地域づくりを目指す。

(目標)・汚水処理施設整備の促進(汚水処理人口普及率18.5%から25.9%に向上)

- ・クリーク内の流水阻害防止のため、春と秋に全集落(佐賀市川副町の住民)参加による河川清掃を実施する。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

現在、公共下水道補助事業で取り組んでいる佐賀市川副町南部9.9haの中の未整備区域、その外の佐賀市川副町全域を汚水処理施設整備事業として、公共下水道及び、浄化槽設置を行う。

また、関連の事業として河川清掃事業を行い、水質と併せ河川の保全に努める。

なお、公共下水道については、平成10年11月に事業認可を受けている。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

そこで、汚水処理施設の建設を早め、川及び海などを再生する。
併せて、町民参加型の河川清掃を行うことにより、環境に対しての関心を高めて、汚水処理施設の設置効果を最大限に引き出すこととなり、良好な生活環境を取り戻し、豊かな大地と海をはぐくむまちづくりを目指す。

(目標)・汚水処理施設整備の促進(汚水処理人口普及率18.5%から25.9%に向上)

- ・クリーク内の流水阻害防止のため、春と秋に全集落(町民)参加による河川清掃を実施する。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

現在、公共下水道補助事業で取り組んでいる町南部9.9haの中の未整備区域、その外の町全域を汚水処理施設整備事業として、公共下水道及び、浄化槽設置を行う。

また、関連の事業として河川清掃事業を行い、水質と併せ河川の保全に努める。

なお、公共下水道については、平成10年11月に事業認可を受けている。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも佐賀市

[施設の種類]

- ・公共下水道 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 佐賀市川副町南川副地区の一部
- ・浄化槽（個人設置型） 佐賀市川副町全域（下水道認可区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 150～600mm 3,400m
- ・浄化槽（個人設置型）

（単位：基）

年度 人槽	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
5人槽	16	11	11	11	11	60
7人槽	33	40	40	40	38	191
10人槽	6	7	6	5	5	29
合計	55	58	57	56	54	280

各施設による新規の汚水処理人口は下記のとおりである。

- ・公共下水道 390人
- ・浄化槽(個人設置型) 970人

[事業主体]

- ・いずれも川副町

[施設の種類]

- ・公共下水道 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 川副町南川副地区の一部
- ・浄化槽（個人設置型） 川副町全域（下水道認可区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 150～600mm 3,400m
- ・浄化槽（個人設置型）

（単位：基）

年度 人槽	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
5人槽	16	11	11	11	11	60
7人槽	33	40	40	40	38	191
10人槽	6	7	6	5	5	29
合計	55	58	57	56	54	280

各施設による新規の汚水処理人口は下記のとおりである。

- ・公共下水道 390人
- ・浄化槽(個人設置型) 970人

[事業費]

・公共下水道	事業費	475,000千円(内、交付金237,500千円)
	単独事業費	25,000千円
・浄化槽	事業費	114,792千円(内、交付金38,264千円)
・合計	事業費	589,792千円(内、交付金275,764千円)
	単独事業費	25,000千円

5-3 その他の事業

関連事業として河川清掃事業を実施する。

春と秋の休日を利用し、佐賀市川副町の全住民参加による佐賀市川副町内の河川(クリーク)内のゴミあげ、水草除去、河床泥土の除去等を実施することによる河川の流水の確保を図り、浄化槽設置、公共下水道の処理効果を上げる。

又、佐賀市川副町の全住民が参加としたことによる環境対策への理解、参加意識の向上が図られ、ゴミの減量化など他の環境対策にも実感を伴う啓蒙活動としての効果が期待できる。

6. 計画期間 平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4に示す数値目標達成率を調査、評価し、公表する。

[事業費]

・公共下水道	事業費	475,000千円(内、交付金237,500千円)
	単独事業費	25,000千円
・浄化槽	事業費	114,792千円(内、交付金38,264千円)
・合計	事業費	589,792千円(内、交付金275,764千円)
	単独事業費	25,000千円

5-3 その他の事業

関連事業として河川清掃事業を実施する。

春と秋の休日を利用し、全町民参加による町内の河川(クリーク)内のゴミあげ、水草除去、河床泥土の除去等を実施することによる河川の流水の確保を図り、浄化槽設置、公共下水道の処理効果を上げる。

又、全町民参加としたことによる環境対策への理解、参加意識の向上が図られ、ゴミの減量化など他の環境対策にも実感を伴う啓蒙活動としての効果が期待できる。

6. 計画期間 平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4に示す数値目標達成率を調査、評価し、公表する。
又、必要に応じて進捗率の把握、事業計画の内容の見直しを図り、より適切な汚水処理施設を設置するため、町議会議員、区長、公的団体の代表者で構成する下水道事業等推進委員会で評価、検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
 汚水処理施設計画については、既存の「佐賀県汚水処理整備構想」
 に掲載されたものと整合するが、実施の面において異なる状況が生じ
 た場合は次回の都道府県整備構想の見直し時に反映することとする。

整備された汚水処理施設については、水質検査、施設維持管理が適切に行われているか施設管理者以外の第三者機関で行ったものを同推進委員会で把握し、必要に応じ、町に対して適切な処置をとるよう提言する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
 汚水処理施設計画については、既存の「佐賀県汚水処理整備構想」
 に掲載されたものと整合するが、実施の面において異なる状況が生じ
 た場合は次回の都道府県整備構想の見直し時に反映することとする。